

うかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2025年度版 訂正情報 (2025年6月16日掲載版)

うかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。この PDF ファイルは、2025年度版のうかる！社労士 テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の訂正情報を掲載したものです。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。該当箇所を訂正していただけますようお願い申し上げます。

注意 こちらのファイルは、法改正に係る修正等の情報を掲載したものではありません。法改正に係る情報につきましては、法改正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

【合格講座受講生の皆様】

トミーの社労士合格ゼミ PDF テキスト アップデート版には、このファイルに記載した訂正箇所がすべて反映されます。

1. テキスト&問題集

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
P90 側注（＊１） 側注：右側の小さい文字のところです。	削除 ⇒法改正に伴い不正確な内容になりました。		法改正に係る削除
P190 四角 9（１） ① ３行目	POINT ＊４	POINT ＊５	番号ズレ修正
P303 問題 18 解説 B 肢 １行目	生計維持に関し、遺族基礎年金を～	生計維持に関し、障害基礎年金を～	文言の修正
P304 問題 21 解説	解説を以下に差し替え。 正解 B（二つ） ア 正しい P267 関連（直接の記述なし） 0.73 の調整率を乗じて得た額となります。 法別表第 1、令 2 条 イ 誤り P267 関連（直接の記述なし） 「0.88」の調整率を乗じて得た額となります。 法別表第 1、令 6 条 ウ 誤り P267 労災保険法の年金給付と社会保険の年金給付の調整は、「同一の事由」であるものに対し、行われます。 法別表第 1 エ 正しい P267 関連（直接の記述なし） 0.80 の調整率を乗じて得た額となります。 法別表第 1、令 2 条 オ 正しい P267 労災保険法の年金給付と社会保険の年金給付の調整は、「同一の事由」であるものに対し、行われます。 法別表第 1		内容の修正

P365 下から 5 行目	① ① 3 (1) ②の通知を受 けた～	(1) ②の通知 を受けた～	「① 3 」を削除
P391 ②雑則 四角 1 2 行目	～の規定（育 児休業給付に おいて準用す る～	～の規定（育児 休業等給付にお いて準用する～	文言の修正
P403 問題 28 C 肢 差し替え	以下に差し替え 離職理由による給付制限を受けた 場合において、待期期間の満了後 1 カ月の期間内については、公共 職業安定所又は職業紹介事業者等 の紹介により職業に就いたもので なければ再就職手当は支給されな い。		法改正に伴う 改題
P411 問題 20 解説 E 肢 3 行目	1 カ月前	14 日前	文言の修正
P413 問題 28 解説 C 肢	以下に差し替え 再就職手当に係る支給要件の 1 つ になっています。法 56 条の 3		法改正に伴う 改題とあわせて 修正
P449 表中 経由先	申告の際の「経由先（経由するこ とができる）」という箇所の項目名 と内容を削除し、下記の PLUS を 表の下に追加します。		表記等の修正
	PLUS 申告書の提出は、所定の区分に従 い、日本銀行、年金事務所、所轄 労働基準監督署長又は公共職業安 定所長を経由して行うことができ ます。		
P452 本文 一番下の行	～（下記の表） ～	～（次の表）～	文言の修正
P484 問題 6 解説 上から 2 行目	23 種類	26 種類	文言の修正
P515 7 制度趣旨 3 行目	常時 101 人 以上の	常時 100.5 人 以上の（常時 100 人を超える）	内容の修正
P542 (2) 表題	子の看護休暇	子の看護等休暇	文言の修正
P542 側注 下から 2 つ目			

4行目			
P693 問題2 解説 A肢	法198条2項	法198条1項	文言の修正
P952 問題38 解説 A肢	100人	50人	文言の修正

2. トミーの社労士合格ゼミ

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
Vol.3 P155 7. 制度趣旨 3行目	常時 101 人以上の	常時 100.5 人以上の（常時 100 人を超える）	内容の修正

以下、白紙。